

岩手県告示第118号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和元年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第1地割、第2地割の一部及び第3地割並びに根田茂第1地割、第3地割及び第5地割の各一部

2 調査期間 令和元年6月25日から令和2年3月31日まで